

下松市民サッカーリーグ要綱

下松市民サッカーリーグは、下松市サッカー協会の主催する大会（リーグ戦）である。

1. 運 営 組 織

- 1) 各チームを代表する運営委員により運営委員会を構成し、この運営委員会を主体に各種行事を運営する。運営委員は、各チーム正・副各1名ずつの登録とする。
- 2) 運営委員長・副委員長を各チームの運営委員より選出する。選出方法は、推薦や挙手により、本任期は2年（委員長1年・副委員長1年）とし副委員長が次年度委員長とする。
- 3) 運営委員会のほか、審判委員会を新たに設け、審判委員長が取り纏めを行う。委員長の選出方法は、協会審判部から推薦とし、委員は各チームからの登録とする。
- 4) 各委員会の役割
運営委員会：市民リーグ全般における管理、市民リーグの対戦計画の策定、リーグ運営に関する問題点の抽出・改善、市民リーグチームとしての規律の裁定及び規律委員会への報告、上部組織との連携
審判委員会：市民リーグ対戦時の審判計画、各チーム審判の監視、協会審判部との連携審判講習会への協力、市民リーグ対戦で発生したトラブルの調停及び規律委員会への報告
- 5) 各委員会開催周期
運営委員会：年度始め及びリーグ統括・運営委員長が必要と判断した時
審判委員会：審判委員長が必要と判断した時

2. 試 合 方 法

- 1) 年間1シーズン制とし、登録チーム数に応じて1部もしくは、2部リーグにより運営する。入替えは、前年度成績で、1部リーグの下位2チームと2部リーグの上位2チームを新たなシーズンが始まる前に入れ替えるものとする。尚、新規加入チームは2部リーグ登録とする。
※尚、各リーグのチーム数均一化のため、2部リーグ3位以下のチームを1部リーグに昇格させることがある。
- 2) 試合は、各リーグ1回総当たり戦とする。
- 3) 各年度の日本サッカー協会のルールを適用する
- 4) 交代回数については無制限とする。また、1度交代によって退いた選手も再度プレーすることができる。
- 5) 試合開始前にメンバー表を当日運営担当へ提出する。登録選手の人数が7人以上で試合成立とする。
- 6) 試合時間は前半30分、後半30分の60分ゲームとする。
- 7) 試合開始を午前9時30分とし、原則として試合開始後1時間20分後に次の試合を開始する。
- 8) 試合終了後、各チームより得点者名を当日運営担当へ申請する。得点者名の連絡が無い場合はチームの得点のみとし、シーズン内での個人の得点に加算しない。（得点王選出のため）また、助っ人にて他チームでの得点に関しても個人の得点には加算しない。

3. ユニフォーム

- 1) 全てのリーグ参加チームは、ユニフォームを所有し、着用してプレーすること。試合する両チームのユニフォームの色が同色であった場合は、両チーム話し合いの上で、本部

に準備してあるビブスを着用してプレーする。

- 2) ユニフォームに表示する文字などは、誹謗や、中傷など他人を不快にさせるようなものは使用を禁止する。
- 3) チームのユニフォームは黒を基調とした色を原則的に使用しない。

4. 審判

主 審・・・原則として、日本サッカー協会資格取得者が行う。

副 審・・・オフサイドルールわかる者が行う。

その他・・・問題が生じた場合、当日運営担当と審判団で協議し対応する。

- 1) 各チーム審判服を準備し、審判（審判・副審共）は全て審判服を着用する。パンツについては原則的にハーフパンツとするが、気温が著しく低い場合は試合の該当チームおよび運営担当との協議により長ズボンも着用可とする。但し、運動に適さないズボンや、スリッパなどの靴は禁止とする。
- 2) 審判服は、基本として黒色とするが、他の色を使用しても構わない。審判服と選手のユニフォームが同色の場合は、審判がビブスを着用する。

5. 試合会場

試合会場は次のとおりとする。

- ・下松市市民運動場
- ・下松スポーツ公園球技場
- ・日立宮前グラウンド

6. 開催時期

毎年4月から翌年3月までとする。年間を通じて、月に1～2回程度の日程を組む。

7. 会費

下松市民サッカーリーグ運営費として、チーム毎に10,000円を年度始めに徴収する。また、新規加入チームについては、初年度のみ新規会費として5,000円を徴収する。市民リーグ運営費については、下松市サッカー協会の開催する理事会により毎年協議し、決定されるものとする。会計監査は、下松市サッカー協会の会計監査役員により実施する。

8. 保険

全てのリーグ参加チームはスポーツ保険に加入しているものとする。加入状況については各チームに一任とする。市民リーグ内における選手の怪我等に関する問題は、各チームが責任を持ち対応し、下松市サッカー協会ならびにその関係者はその責任を一切負わないものとする。

9. その他

サッカーを愛する者として、関係者へのリスペクトを心がける。

10. 追記事項

- 1) 全てのリーグ参加チームは、4級以上の審判ライセンスを保有した資格者を3名以上登録する。但し、新規参加チームや、保有者のチーム離脱などによって、資格者が不足するチームについては、1年以内にライセンスを習得すること。

審判講習会は毎年実施されており、下松サッカー協会でも実施しているので年度内に受講するように努める。尚、本年度内での習得が出来ないチームについては、次年度の資格が無いため、参加は出来ないものとする。

- 2) 下松市サッカー協会からの協力要請には積極的に参加すること。(下松市体育協会の事業補助や、サッカー協会主催大会の審判など) 尚、諸事情により協力事業への参加が出来ない場合には、大会毎に5,000円を運営委員会へ支払うものとする。
- 3) 下松市民サッカーリーグの加入条件については、協会規則の条件を承諾したチームのみ加入出来るものとする。協会規則とは、「下松市サッカー協会規約」及び「下松市民サッカーリーグ要綱」に明記されている全てに適用されるものとする。新規加入チームは、年度始めの運営委員会にて各チームへ紹介するものとする。
- 4) 2003年度より新規チームの制限を行ってきた事及び得点王・イエロー、レッドカードの集計の煩雑さ解消のために2004年度以降下松市民リーグは登録制とし、名前で管理する。尚、助人制度については、従来通りとするが、ユニフォームは必ず着用のこと。また、試合前に提出するメンバー表で助っ人を明確にすること。
- 5) 2004年度からの各変更については、あくまでも各チーム・各選手の常識において実行してする。下松市民サッカーリーグの主旨は、楽しいサッカーを皆で運営し、下松市における、サッカー文化の育成・向上である事から、あまりにも逸脱した行為がある場合、運営委員会で裁定し規律委員会で処分を行う。
- 6) 事務局にて決定された試合日程については、変更しないものとする。決められた試合を棄権する場合は、1週間前までに、事務局(ヤマウチ)・運営担当・審判及び相手チームへ連絡のこと。また、棄権したチームは、相手チームが前後の審判の場合は、その審判を引き受けるものとする。尚、棄権による試合の繰り上げは原則おこなわないが、前日までにて全ての該当チームの承諾が得られた場合には、その限りではない。
- 7) 棄権した場合の勝敗は、不戦敗扱いとし、得点は(0-3)勝点は-3とする。
- 8) 夏の気温の高い時期は、運営担当(運営委員・審判委員)、審判及び該当チームの協議の上、給水時間を設けることができる。給水時間はランニングタイムとする。
- 9) その他、問題が起きた場合は、運営担当を中心に審判・各チームと協議の上、試合を進行すること。尚、問題が生じた場合は、事務局及び運営委員長・審判委員長へ報告を行うこと。
- 10) 天候等により当日の試合が不可能かどうかの判断は、各運営担当のチームが判断するものとし、その旨を迅速に各チーム及び事務局(ヤマウチ)・審判等に連絡のこと。尚、天候により順延された試合は、各運営担当チームが予備日を使用し、試合日程を決定し、各チーム及び事務局・審判等に連絡のこと。また、順延により決定された日時での試合が出来ないチームがでた場合は、各運営担当のチームのもと、各チームと協議し決定すること。(場合によっては不戦敗扱いとなる可能性もあるが、各チームは誠意を持った対応を行うものとする)
- 11) 下松市サッカー協会が主催する運営委員会には必ず参加するものとする。本、運営委員会により今後の運営方法を初め、各種問題点の検討を実施するため欠席チームがある場合、その解決に至らない場合があるため。尚、欠席チームに於いては次年度以降の試合参戦への可否も検討する。

- ・ H21. 4. 4 理事会にて改定 : 上部団体からの協力要請見直し、新規加入チーム条件見直しを実施。
- ・ H25. 5. 10 理事会にて改定 : 4 項、市民リーグ大会会場追加、6 項、会費見直し、9 項、追記事項見直し。
- ・ H30. 4. 21 改訂 : 全項目において見直し。